

公益財団法人天神崎の自然を大切にすゝる会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人天神崎の自然を大切にすゝる会と称すゝる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、天神崎自然観察地域の自然が、その周辺の自然とともに、良好な自然環境を保ち続けることを願ひ、この地域に生息する野生生物の保護を図り自然保護教育の場として活用すゝるとともに、自然保護憲章の精神の普及啓発を図ることにより、自然環境の保全に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成すゝるため、次の事業をすゝる。

- (1) 天神崎の自然環境を保護すゝるのに必要な土地の取得等及び保全事業
- (2) 自然保護に関する教育及び啓発事業
- (3) その他、この法人の目的を達成すゝるために必要な事業

2 前項第1号及び第2号の事業は、公益目的事業とし、和歌山県においてすゝる。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業をすゝるために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成すゝるために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要すゝる。

3 別表1の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業をすゝるために、不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了すゝるまでの間備え置き、一般の閲覧に供すゝるものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ イ又はウに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及び親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員の議長は、出席評議員の中から互選で選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員のうちから評議員会において選任し議事録署名人2名が署名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること

ができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会の決議により定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(相談役)

第29条 この法人に相談役5名以内を置くことができる。

2 相談役は、理事会で任期を定めた上で選任する。

3 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 相談役は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 会員

(会員)

第36条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第11章 事務局その他

(設置等)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任免は代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他は、理事会が定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事並びに監事は、次に掲げるものとする。

理事 初山丈夫

理事 玉井済夫

理事 野口健三

理事 米本憲市

理事 丸村真弘

理事 弓場武夫

監事 梅本哲男

監事 森 峰数

4 この法人の最初の代表理事は初山丈夫、業務執行理事は玉井済夫とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 藤五和久

評議員 津村真由美

評議員 土永浩史

評議員 北山敏和

評議員 吉田 敦

評議員 大和茂之

評議員 木村忠司

評議員 小山芳輝

評議員 水野泰邦

評議員 田島道治

評議員 広瀬祐司

評議員 松澤孝道

別表1 基本財産 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等		
土地	田辺市天神崎 1 4 4 3	山林	2, 3 9 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 6 1	山林	5, 3 4 2 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 4 7 - 2	山林	3 4 1 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 4 9	山林	1 0, 5 2 5 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 5 3	山林	1 1, 9 8 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 4 8	雑種地	3, 1 2 3 m ²
土地	田辺市目良 1 5 4 9 - 1	山林	1, 2 8 9 m ²
土地	田辺市目良 1 5 5 0 - 1	山林	2 5 2 m ²
土地	田辺市目良 1 5 5 1 - 1	山林	1, 8 7 0 m ²
土地	田辺市目良 1 5 5 6 - 1	山林	1 0 0 m ²
土地	田辺市目良 1 5 4 9 - 2	宅地	2 4 1. 3 2 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 6 5	山林	3, 3 2 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 7 1	山林	3 5 7 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 7 5	山林	2, 4 9 2 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 8 6	山林	1, 0 1 4 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 8 8	山林	3 4 3 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 1	山林	3 3 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 2	山林	6 1 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 3	山林	3 8 4 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 4	山林	9 1 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 5	山林	1 3 3 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 6	山林	1. 1 9 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 7	山林	6 6 6 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 8	山林	9 6 9 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 2 - 9	山林	9 9 3 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 4 - 1	雑種地	2. 0 2 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 9 4 - 2	雑種地	1 6 9 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 5 7 - 2	原野	7 8 1 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 7 8 - 3	宅地	2 6. 8 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 7 8 - 4	宅地	6 0. 1 5 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 7 8 - 5	宅地	1 3 8. 1 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 8 4 - 3	山林	5 1 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 8 4 - 4	山林	6 0 3 m ²

土地	田辺市天神崎 1 4 8 4 - 5	山林	1 0 1 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 6 4 - 4	宅地	3 5 9 . 0 8 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 6 4 - 2	宅地	3 0 7 . 5 7 m ²
土地	田辺市天神崎 1 4 8 0	山林	2,3 6 6 . 0 0 m ²
土地	田辺市天神崎 1 5 2 0	山林	4 1 3 . 0 0 m ²
土地	田辺市目良 1 5 2 1	山林	6,1 0 5 . 0 0 m ²
合 計			6 0, 6 1 2 . 2 3 m ²